都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進し、人口減少を抑制するため、市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 新婚世帯 申請日の属する年度(以下「申請年度」という。)の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
 - (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得し、改修し、又は賃借する際に要した 費用であって、住宅の取得費(土地代は含まない。)、改修費(住宅の機能の維持又 は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事の費用をいい、 外構に係る工事費用並びに家電の購入及び設置に係る費用については含まな い。)又は賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、賃料、敷金、礼金、共益費及 び仲介手数料にあっては、婚姻前から賃借している物件である場合には婚姻日 以降に支払が生じた額とし、勤務先から住居に係る手当が支給されている場合 にあっては、当該手当分を除く。
 - (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。

(補助対象世帯)

- 第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。
 - (1) 次条により算出した夫婦の合計所得が500万円未満であること。
 - (2) 婚姻日現在において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。

- (3) 入居する住居が本市にあり、申請時において夫婦の双方又は一方が、当該住居を住民票の住所としていること。
- (4) 住居費及び引越費用に対し、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付 要綱(令和7年都留市告示第145号)の規定に基づく補助金を除いた本市が交付す る他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが都留市暴力団排除条例(平成24年都留市条例第12号)第2条 第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金 交付要綱及び地域少子化対策重点推進事業実施要領に関する補助を受けていな いこと。
- (9) 夫婦の双方又は一方が補助金の交付を受けた日から、5年を超えて市内に定住する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度において本要綱により補助金を受けた新婚世帯で、交付を受けた額が補助金の上限額に達しなかった世帯(以下「継続世帯」という。)は、対象とする。

(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1項第1号に定める世帯の所得を算出する方法は、所得証明書をもとに、申請年度の前年(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額(前年の所得が記載された所得証明書が取得できない期間については前々年)から貸与型奨学金の年間返済額(申請年度の前年に返還をした額をいう。以下同じ。)を控除した金額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額であって、申請年度の4月

- 1日から3月31日までの間に、夫婦の双方又は一方が支払った額とし、1世帯当たり30万円(婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下である場合は60万円)を上限とする。ただし、申請年度において、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している(妊娠中を含む。)世帯であって、既存住宅の取得及び改修並びに既存住宅への引越費用が生じた場合は、30万円を加算した額を上限とする。
- 2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第3条第2項の継続世帯に対する補助金の額は、前年度における補助金の上限額 から前年度に交付を受けた額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市結婚 新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に 提出しなければならない。
 - (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
 - (2) 申請世帯全員の住民票の写し
 - (3) 所得証明書
 - (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
 - (5) 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
 - (6) 住宅の工事請負契約書の写し(住居費における新築又は改修の場合に限る。)
 - (7) 住宅の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合に限る。)
 - (8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合に限る。)
 - (9) 住居費を支払ったことを証する領収書等の写し
 - (10) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し(引越費用を補助対象経費に含める場合に限る。)
 - (11) 市税等の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
 - (12) 誓約書兼同意書(様式第3号)

- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、継続世帯にあっては、都留市結婚新生活支援事業補助 金交付申請書(継続用)(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するも のとする。
 - (1) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合に限る。)
 - (2) 住居費を支払ったことを証する領収書等の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を 審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、都留市結婚新生活支援事業補助 金(交付·不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。 (申請事項の変更及び承認)
- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、都留市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第6条第1項各号(継続世帯にあっては同条第2項各号)に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否 を決定したときは、都留市結婚新生活支援事業補助金変更(交付·不交付)決定通知 書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第9条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、都留市結婚新生活支援 事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合 において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、 その返還を命ずるものとする。

(報告)

- 第 11 条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。
- 2 交付決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに 応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月20日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条から第 11 条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

都留市長 様

申請者住所氏名電話番号

都留市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のと おり申請します。

おり中間に	2670							
	氏名	生年月日			勤務先			婚姻時 の年齢
申請者			(名称) (電話)					歳
配偶者			(名称) (電話)					歳
婚	树届提出日	年	月	日				
	所得	夫:	円 妻:		円	<u> 合計</u>	•	円
貸与型	型奨学金返済額	夫:	円 妻:		円	合計	•	円
	住居費	契約締結年月日:		年	月	日		
	(取得)	支払金額(A):			F	円		
補	住居費	契約締結年月日:		年	月	目		
	(改修)	支払金額(B):			F	円		
助		家賃+共益費:	月額		円…①			
対	住居費	住宅手当:	月額		円…②			
	(賃料)	補助対象期間:	年	月~	年	月(ヵ月分)	3
象	(貝付)	敷金、礼金、仲介	手数料:		円	(4)		
経		小計(C)			円 ((①-	-2)×	3)+4)
	引越費用	引越を行った日:		年	月	日		
費	刀壓貝巾	支払金額(D):			ŀ	円		
	合計(E)					円		
	A + B + C + D					1		
神	補助申請額					円		

※補助申請額は、合計(E)の額又は30万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下のときは60万円)に、18歳以下の子ども養育している(妊娠中を含む)世帯であって、既存住宅の取得、改修及び引越費用が生じた場合は30万円を加算した額のいずれか低い額を記入し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てること。

都留市長 様

総与等の支払者 所在地 事業所名 代表者名 電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1	対象者	住所				
		氏名				
2	住宅手当	支給状況				
	① 住宅手当	首を支給している。	【月額:	円(年	月現在)】

② 住宅手当を支給していない。

注意事項

- (1) 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の 月額です。
- (2) 住宅手当支給状況については、①か②のいずれかに○印を付けてください。
- (3) 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- (4) 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。

誓約書兼同意書

都留市結婚新生活支援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (2) 住居費及び引越費用に対し、都留市子育て世帯住宅取得支援事業補助金の規定に基づく補助金を除いた市が交付する他の補助金の交付を受けていません。
- (3) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていません。
- (4) 市税等の滞納はありません。
- (5) 夫婦共に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- (6) 夫婦共に過去に、「地域少子化対策重点推進交付金」による結婚新生活支援事業に係る補助 を受給したことはありません(他の自治体での受給を含む。)。
- (7) 申請日より5年以上継続して都留市に居住する意思があります。

2 同意事項

年

月

- (1) 都留市結婚新生活支援事業補助金の適正な執行に必要な範囲内で、住民記録台帳、戸籍情報、 課税状況、納税状況その他受給資格に関する事項について、調査、閲覧、取得することに同 意します。
- (2) 市長が報告を求めた場合には、これに協力します。

夫:(署名)
妻:(署名)

都留市長 様

申請者住所氏名電話番号

都留市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(継続用)

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた都留市結婚新生活支援事業補助金について、 年度においても継続して補助金の交付を希望するため、都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

2	交付決定額			Р](ア)	
補助金既交付額				F](イ)	
補具	助金未交付額			Р](ウ)※	(アーイ)
	住居費	契約締結年月日:	年	月	日	
	(取得)	支払金額(A):			円	
補	住居費	契約締結年月日:	年	月	日	
	(改修)	支払金額(B):			円	
助		家賃+共益費:月額		円…①)	
対	住居費 (賃料)	住 宅 手 当:月額		円…②		
		補助対象期間: 年	月~	年	月(ヵ月分)…③
象	(貝/11)	敷金、礼金、仲介手数料:		P	3(4)	
経		小計(C)		円 ((①	− ②)×	(3)+4
	 引越費用	引越を行った日:	年	月	日	
費	71巡貝 / 1	支払金額(D):			円	
	合計(E)			·	円	
	A + B + C + D				[]	
補助申請額			·		円	

[※]補助申請額は、合計(E)の額又は補助金未交付額(ウ)のいずれか低い額を記入し、1,000 円未満の端数がある場合は切り 捨てること。

様

都留市長

都留市結婚新生活支援事業補助金(交付·不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった都留市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり 決定したので、都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

決 定 内 容 交 付 · 不交付

補助金の交付決定額 金 円

不交付の理由

都留市長 様

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

都留市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた都留市結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容

	住居費	契約締結年月日:	年 月 日	
	(取得)	支払金額(A):	円	
補	住居費	契約締結年月日:	年 月 日	
	(改修)	支払金額(B):	円	
助		家賃+共益費:月額	円…①	
対	住居費	住 宅 手 当:月額	円…②	
<i>H</i>	(賃料)	補助対象期間: 年	月~ 年 月(ヵ月分)・	③
象	(貝/17)	敷金、礼金、仲介手数料:	円…④	
経		小計(C)	\mathbb{H} (((1)-(2)×(3)+(4)	
	引越費用	引越を行った日:	年 月 日	
費	71巡貝 / 1	支払金額(D):	円	
	合計(E)		円	
	A + B + C + D		[-]	
補助申請額			円	
その	他の変更事項			

※変更箇所のみ記入すること。

- ※補助申請額は、合計(E)の額又は30万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下のときは60万円)に、18歳以下の子ども養育している(妊娠中を含む)世帯であって、既存住宅の取得、改修及び引越費用が生じた場合は30万円を加算した額のいずれか低い額を記入し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てること。
- ※関係書類は変更内容が確認できる書類を添付すること。

様

都留市長

都留市結婚新生活支援事業補助金変更(交付:不交付)決定通知書

年 月 日付で補助金変更交付申請のあった都留市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり決定したので、都留市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

決 定 内 容 交 付 · 不交付

補助金の交付決定額 金 円

不交付の理由

都留市長 様

申請者 住 所 氏 名

都留市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた都留市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円
= 音 7 D 女日	ш
R日 /1、作見	

振込口座

金融機関名	(銀行・信金・信組・農協等)	支店名	(本店・支店・営業所等)
種別	普通 • 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			